

定 款

株式会社 マキタ

株式会社マキタ定款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は株式会社マキタと称する。
英文では Makita Corporation とする。

(目 的)

第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。

1. 電動工具・空気動工具・エンジン式工具等の機械工具および木工機械の製造ならびに販売
2. 電気機械器具、園芸用機器およびその他各種機械器具の製造ならびに販売
3. インテリア、リビング用品の製造、販売ならびに附帯工事
4. 不動産の売買、賃貸借ならびに管理
5. スポーツ、レクリエーション施設の経営
6. 損害保険代理業ならびに生命保険の募集に関する業務
7. 旅行業法に基づく旅行業
8. 工業所有権、著作権、その他知的所有権の取得、譲渡、実施許諾ならびに技術指導
9. 各種事業に対する投資
10. 前各号に附帯および関連する事業

(本店の所在地)

第3条 当社は本店を愛知県安城市に置く。

(機 関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は電子公告とする。ただし、電子公告を行うことができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は9億9,200万株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は100株とする。

(単元未満株式の買増し)

第8条 当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となるべき数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第9条 当社は株主名簿管理人を置く。

(2) 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議によって定め、これを公告する。

(3) 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規程)

第10条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会の定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招 集)

第11条 定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は法令に規定する場合のほか必要に応じ招集する。

(基 準 日)

第12条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(議 長)

第13条 株主総会の議長は取締役社長が当たり、取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役が当たる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は法令または本定款に別段の定めのない限り、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

(2) 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主またはその法定代理人は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として議決権を行使することができる。

第4章 取締役および取締役会

(人 数)

第17条 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は15名以内とする。

(2) 当社の監査等委員である取締役は5名以内とする。

(選 任)

第18条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

(2) 取締役の選任決議は議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(3) 取締役の選任決議は累積投票によらない。

(任 期)

第19条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(2) 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(3) 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(4) 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終

のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(代表取締役等の選定)

第 20 条 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から当会社を代表する取締役を選定する。

(2) 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長、取締役副会長、取締役社長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役を置くことができる。

(招 集)

第 21 条 取締役会の招集の通知は、あらかじめ取締役会の定める期日の場合を除き、会日の 3 日前までに各取締役に発する。ただし、緊急の場合はさらにこの期間を短縮することができる。

(議 長)

第 22 条 取締役会の議長は取締役会長が当たり、取締役会長に欠員もしくは事故あるときは取締役社長が当たる。

(2) 取締役会長、取締役社長ともに欠員もしくは事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役が当たる。

(取締役会)

第 23 条 取締役会は法令または本定款に定めのある事項のほか、当会社の重要業務を決定する。

(重要な業務執行の決定の委任)

第 24 条 取締役会は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会決議の省略)

第 25 条 当会社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(顧問および相談役)

第 26 条 取締役会の決議で顧問または相談役を置くことができる。

(報 酬 等)

第 27 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 28 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- (2) 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査等委員会

（常勤の監査等委員）

第29条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

（招 集）

第30条 監査等委員会の招集の通知は、あらかじめ監査等委員会の定める期日の場合を除き、会日の3日前までに各監査等委員に発する。ただし、緊急の場合はさらにこの期間を短縮することができる。

第6章 計 算

（事業年度）

第31条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

（剰余金の配当等の決定機関）

第32条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

（剰余金の配当の基準日）

第33条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

(2) 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。

(3) 前2項のほか、当社は基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

（配当金の除斥期間）

第34条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れるものとする。

附 則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

第109回定時株主総会終結前の社外監査役(社外監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第34条の定めるところによる。

(2021年6月25日 第109回定時株主総会の決議により一部変更)